

(別紙)

平成30年度佐世保市一般会計歳入歳出決算不認定に係る措置について

(子ども未来部 子ども育成課)

不認定日	不認定の理由	講じた措置
令和元年12月4日	ファミリーサポートセンター事業について、当局が事業内容をしっかりと把握しておらず、事業主としての管理・監督体制が不十分である。また、長期間にわたり特命随意契約により業務委託を行っている点等に対する当局の説明責任も果たせておらず、不認定とされたもの。	<p>市議会からの指摘事項を踏まえ、次の事項について必要な措置を講じました。</p> <p><b>1 事業者とのコミュニケーションの確保について</b></p> <p>現在、年2回の受託事業者との協議において、情報共有を行っています。今後は、受託事業者からの毎月の事業活動報告書の提出時において、より密に協議を行うことで、事業に係る情報交換や内容把握に努めます。</p> <p><b>2 委託事業に係るチェック機能の確立について</b></p> <p>地方自治法第234条の2第1項に基づき、委託の適正な履行を確保するため、必要な検査等を行います。また、同法第221条第2項に基づき、予算の執行の適正を期するため、受託事業者の事業実施場所（事務所）に出向き、事業の運営状況について調査等を行い、改善点がある場合は指導を行います。</p> <p><b>3 当該事業委託費に係る決算の透明性の確保について</b></p> <p>決算に係る実績報告資料の内容整理により、会計処理上の情報について受託事業者と市で共有化を行います。具体策として、決算報告にあたっては、受託事業者の決算報告書の提出をもって適切に対処するとともに、また、他事業との会計処理上の関係を明らかにした明細書等を作成し提示させることで、会計処理における精査及び透明性の確保を図ります。</p>

		<p><b>4 契約方法の見直しについて</b></p> <p>公募による事業者選定により公平・公正性を担保するとともに、長期契約の検討等を通じ、サービス提供の安定性、継続性を担保していきます。今後、令和2年度内に公募による事業者選定等に係る事務手続きを進め、令和3年度からの新たな方法による委託事業の実施を目指します。</p> <p><b>5 当該事業内容の拡充について</b></p> <p>継続的な事業の周知に加え、アンケートによるニーズ調査及び分析、モデル体験や講座開催等の面で充実を図ります。市内中心部に比べ周辺地域の利用者が少ないことから、事業の周知と提供会員の増加に努めます。</p>
--	--	---

(別紙)

平成30年度佐世保市一般会計歳入歳出決算不認定に係る措置について

(観光商工部 ふるさと納税推進課)

不認定日	不認定の理由	講じた措置
令和元年12月4日	ふるさと納税制度推進事業費において、佐世保市財務規則の規定で流用が制限されている節から流用が行われているが、その根拠や理由の説明が不十分である。また、議会へ説明・報告すべき事案が発生した際には、速やかに実施するとされているが、それも十分とは言いがたく、不認定とされたもの。	<p>歳出予算不足に伴う対応時の根拠や理由の明確化、並びに議会への説明・報告について、以下の措置を講じるものとします。</p> <p><b>【措置①】 決裁文書における明確性の向上</b></p> <p>1 根拠法令及び条文の決裁内での明記（制限費目からの流用）</p> <p>制限費目からの流用について、例外規定となっている「市長が、やむを得ない理由があるとき」を適用する際には、起案者並びに決裁者が例外的な手続きを経ていることを確実に認識させること、また、情報公開の対象文書となることから、方針決裁に根拠法令や条文を明記することとします。</p> <p>(決裁記入文)</p> <p><b>地方自治法第220条第2項</b></p> <p>歳出予算の経費の金額は、各款の間又は各項の間において相互にこれを流用することができない。ただし、歳出予算の各項の経費の金額は、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより、これを流用することができる。</p> <p><b>佐世保市財務規則（歳出予算の経費の金額の流用の制限）</b></p> <p>第37条 歳出予算の経費の金額の流用は、必要最少限度にとどめなければならない。</p>

		<p>2 次の各号に掲げる節の金額は、他に流用することができない。ただし、市長が、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 交際費 (2) 負担金、補助金及び交付金 (3) 貸付金  (4) 補償、補てん及び賠償金 (5) 償還金、利子及び割引料  (6) 投資及び出資金 (7) 繰出金 (8) 予備費を補完した節</p> <p>3 次の各号に掲げる節の金額については、その相互間以外には流用することができない。ただし、市長が、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 報酬 (2) 給料 (3) 職員手当 (4) 共済費  (5) 災害補償費 (6) 恩給及び退職年金 (7) 賃金</p> <p>2 財務規則に定める「やむを得ない理由」の明文化</p> <p>今回の流用の方針決裁は市長までの決裁を受けることで、「市長が、やむを得ない理由があると認める」こととして流用処理に至ったものです。しかしながら、当該決裁を含め、一部を除く行政文書は情報公開の対象となる公文書であることから、市民等一般の人が見ても、その理由を理解できる内容になっている必要があります。</p> <p>そのため、決裁本文内に「今回の対応となった理由」としての項目を設け、今後は理由の明確化を徹底するものとします。</p> <p><b>【措置②】 議会への報告</b></p> <p>ふるさと納税の返礼品に伴う予算不足につきましては、平成30年</p>
--	--	--

		<p>1 2月議会以降、正副議長を含め企業経済委員会に対しまして随時報告をしておりました。</p> <p>しかしながら、4月の市議会議員選挙以降に開催された研究会や企業経済委員会におきましては、「従前に報告をしていた」とことと「内容が決算に関するものである」ことから、現・企業経済委員会の皆様には報告には至っておりませんでした。</p> <p>この点に関しましては、今後、同様の案件が発生した場合には、議会に示しております「議会への報告の流れ」に沿って、時機を逸せず適切に報告を行うものいたします。</p>
--	--	---